

1963年度第10回宜野湾市議会臨時会々議録

1. 1963年7月30日第10回宜野湾市議会臨時会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
2番	比嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄	4番	安 次 富 盛 信		
5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 果	7番	稻 嶺 正 康		
9番	安 里 安 明	10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁 繁		
12番	大 川 昇 昇	13番	伊 佐 真 得	15番	宮 城 盛 昌		
16番	大 宮 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助		
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 清 次 郎		

3. 不応招議員は次の通りである。

1番 天久 泰太郎 8番 石田 英正 14番 仲村 喜永

4. 出席議員は次の通りである。

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
2番	比嘉 定 亮	3番	天 久 盛 雄	4番	安 次 富 盛 信		
5番	石 川 真 大	6番	仲 村 春 果	7番	稻 嶺 正 康		
9番	安 里 安 明	10番	又 吉 正 弘	11番	石 川 繁 繁		
12番	大 川 昇 昇	13番	伊 佐 真 得	15番	宮 城 盛 昌		
16番	大 宮 敏 行	17番	伊 佐 貞 寿	18番	中 里 幸 助		
19番	武 島 行 男	20番	仲 村 盛 光	21番	古 波 清 次 郎		

5. 欠席議員は次の通りである。

1番 天久 泰太郎 8番 石田 英正 14番 仲村 喜永

6. 市町村自治法第61条の規定により、議事説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春勝 助役 呉屋 真徳 収入役 仲村 春松 総務課長 松川正義
 経済課長 沢し 安一 建設課長 島袋 昌兼 水道課長 奥里 将俊

7. 本会議の書記は次の通りである。

伊 佐 正 義

8. 議事目程は次のとおりである。

目程第1. 会期の決定について

目程第2. 全職役員名義員の指名について

目程第3. 一般質問

目程第4. 議案第30号、伊佐浜川の分水協定について

目程第5. 議案第31号、琉球水道公社との分水協定について

目程第6. 議案第32号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正
予算について

8. 議事日程は次のとおりである。

目程第1. 会期の決定について

目程第2. 会議録署名議員の指名について

目程第3. 一般質問

目程第4. 議案第30号、伊佐浜川の分水協定について

目程第5. 議案第31号、~~伊佐~~水道公社との分水協定について

目程第6. 議案第32号、1964年度直野湾市才入才出追加更正
予算について

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より第10回富野野市議会臨時会を開会致します。
(午前10時56分)

議長～暫く休憩致します。(午前10時57分)

議長～12番議員の出席を報告します。

議長～再開致します。(午前11時19分)

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第1、会期の決定についてお語り致します。

議長～本会期は案件も少ないし、本日1日開にしたいとの声がありますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期を本日1日開と決定致します。

議長～日程第2、会議傍聴者名議員の決定についてをお語り致します。

議長～議長1名との声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議長指名と致します。では指名致します12番大川 昇 11番石川 繁の両議員にお願い致します。

議長～日程第3 一 観 覧 問

5番～質問致します。案件外の質問でありますので、所定の手続を経た質問であります。質問事項は質問の趣意書に付された通りであります第7項、その他関連事項は必要に応じてその都度質問致します。質問事項の1から6まで答弁して下さい。

議長～1についての質問、行政事務がスムーズにまちがいなく進められる様にするには、先ずもつとも大事な事は、先ず機構を整えることだと思ひます。6月の定例議会におきましては、色々要望があり尚又部課設置の条例の改正もありませんのでこの際議員の人事の編置、その他新採用を充分に検討して、それを進めて行きたいと云う事を

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しました。よつて只今より第10回宜野湾市議会臨時会を開会致します。
(午前10時50分)

議長～暫く休憩致します。(午前10時57分)

議長～12番議員の出席を報告します。

議長～再開致します。(午前11時19分)

議長～では直ちに会議を開きます。

議長～日程第1、会期の決定についてお諮り致します。

議長～本会期は案件も少ないし、本日1日間にしたいとの声がありますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本会期を本日1日間と決定致します。

議長～日程第2、会議録署名議員の決定についてをお諮り致します。

議長～議長1任との声がありますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、議長指名と致します。では指名致します
12番大川 昇 11番石川 繁の両議員にお願い致します。

議長～日程第3 一般質問

5番～質問致します。案件外の質問でありますので、所定の手続を経た質問であります。質問事項は質問の趣意書に書かれた通りであります第7項、その他関連事項は必要に応じてその都度質問致します。質問事項の1から6まで答弁して下さい。

議長～1についての質問、行政事務がスムーズにまちがいなく進められる様にするには、先ずもつとも大事な事は、先ず機構を整えることだと思ひます。6月の定例議会におきましては、色々要望があり尚又部課設置の条例の改正もありましたのでこの際職員の人事の配置、その他新採用を充分に検討して、それを進めて行きたいと云う事を

考えをして、先ず6月からその1ヶ月間人事の改革方を検討した訳
であります。

2について、送付されている事案を何日どの様な方法で知ったか、
7月19日に真志喜の区長さんと議員さんが見えて、私も始めて見
ました。それは私の不在の時に7月17日に、その処題については、
係の方で賄費の決議で一応書類の受理が行われております。

3について、誰が受理したかと云う事につきましては、これはその
書類が係の武島氏の(つくえ)の上にあるのをずっと日が過ぎてか
ら、これを見出して、そしてこの文書受付の書類にも受付られてお
りません、又その文書を見た場合には、宛名なし、普通の公文だつ
たら、市長宛に来ますが、市長宛になつておりませんので、内容の
文書だけ、(つくえ)の上に置かれておつたと云うことです。それ
で係の武島氏はこれを見て直ぐ17日に告発と通知をしたと云うこ
とになつております。

4について、何日に出されたか、比嘉と云う人も1人になりますの
で、17日に受付したので区長へも、各魁主へも知らせてもらう様
にと、17日に通知を出したと云うことになつております。

5について、〇〇より6月21日付送付された、談話原宣告書、第
445号について、これは武島氏の話しでは、457号じゃないか
と云つております。これは6月28日に受付で、その日に通知は出
したとなつております。

これはちやんと書類の受付簿にも記載されております。

6について、この問題の一番大きいのが、〇〇からの書類が市長宛
にちやんと、審議課の文書受付の方に正減に受付てあれば、この決
議の処置も順調に行つておつたが、〇〇からもつて来た人が、その
ままテーブルの上においておつたと云うのが、大きな問題じゃない
かと思ひます。それではその他、そう云う事務処置については、手違
ひを起さない様に、又これがスムーズに行く様にするために、ど
うしても、先申上げた様に人事を整え、今後各課長や係には良く注
意してもらいたいこの問題について、課長や係にも良く注
意させております。本當にいたい所ですが、この質問に対しては
ませんが、今後即ち係の方は、この問題を気にしてか知れませんが
今の退職の書類は一身上の都合によりとなつて解りますが、退職願
いが出ております。

以上をもちまして、只今の御質問にお答え致します。

5番～質問事項1番から6番まで、市長は答弁されましたが、そこで質問
事項その他関連事項について、質問致します。

1番目、準備を進めておられるその準備とは、しかし、6月定例会
において、同じことがありました。そう云うことはやつてもらい
たかないと云う私の要請に対して、以後間違いない様にやつて行く
と云うことを、確かに道ではな~~ら~~して、この本会議上で市長は明言
されております。そこで私の質問は、そう云う様に間違いない様

考えまして、先ず6月からその1ヶ月間人事の改革方を検討した訳であります。

2について、送付されている事実を何日どの様な方法で知ったか、7月19日に真志喜の区長さんと議員さんが見えて、私も始めて見ました。それは私の不在の時に7月17日に、その処理については、係の方で助役の決裁で一応書類の受理が行われております。

3について、誰が受理したかと云う事につきましては、これはその書類が係の武島氏の(つくえ)の上にあるのをずっと日が過ぎてから、これを見出して、そしてこの文書受付の書類にも受付られておりません、又その文書を見た場合には、宛名なし、普通の公文だつたら、市長宛に来ますが、市長宛になつておりませんので、内容の文書だけ、(つくえ)の上に置かれておつたと云うことです。それで係の武島氏はこれを見て直ぐ17日に告示と通知をしたと云うことになつております。

4について、何日に出されたか、比類と云う人も1人になりますので、17日に受付したので区長へも、各地主へも知らせてもらう様にと、17日に通知を出したと云うことになつております。

5について、~~〇~~より6月21日付送付された、該採用宣告書、第445号について、これは武島氏の話では、457号じやないかと云つております。これは6月28日に受付で、その日に通知は出したとなつております。

これはちやんと書類の受付簿にも記載されております。

6について、この問題の1番大きいのが、~~〇~~からの書類が市長宛にちやんと、総務課の文書受付の方に正式に受付であれば、この決裁の処理も順調に行つておつたが、~~〇~~からもつて来た人が、そのままテーブルの上において帰つたと云うのが、大きな問題じやないかと思ひます。それではその他、そう云う事務処理について、手遅ひを起さない様に、又これがスムーズに行く様にするためには、どうしても、先申し上げた様に人事を整え、今後も各課長や係は良く注意してもらいたいとこの問題については、課長や係にも良く注意させております、本当にいたい所ですが、この質問に対しては知れませんが、今後即ち係の方は、この問題を気にしては知れませんが今の退職の理由は一身上の都合によりとなつて居りますが、退職願が出ております。

以上をもちまして、只今の御質問にお答え致します。

5 番～質問事項1番から6番まで、市長に答弁されましたが、そこで質問事項その他関連事項について、質問致します。

1番目、準備を進めておられるその準備とは、しかし、6月定例会において、同じことがありました。そう云うことはやつてもらいたくないと云う私の要望に対して、以後間違ひのない様にやつて行くことと云うことを、確かに道ではなくして、この本会議上で市長は明言されております。そこで私の質問は、そう云う様に間違ひのない様

に今後部課職員をして、事務処理をさせるために、いかなる内部対策をやつたかの質問であります。具体的に質問致します。
軍用地の問題は、財政課が扱つております。そこで主管課長並びに係職員に対して、具体的に何んだかの指示(監督)その他市長の立場からの部課職員に対する、そう云う様なことはなされたかどうか伺ひ致します。

市長～課長はその問題に対して直接、石川議員の話も聞いて、後で本当に済みませんとわびで、更に私からもそう云う事例を起さない様に注意致しました。又係の方も何時おいたかも知らないと、どう云うことがない様にするには、~~〇~~に対して、今後そう云う様なことに対しては、受取つた人のサインでももらつて行く様にしたいと、注意してもらいたいとお願いしたいと思つております。以上申し上げた様な次第であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時32分)

議長～再開致します。(午前11時33分)

5番～答弁如何によつて、質問は1日かかるか分かりません。そこで注意していただきたい、私の1番目の質問に対する先程の市長の答弁では、答弁になつてない、そこで質問に対する答弁をもつと詳しくしてもらいたいために、更に繰り下げて私は、具体的に質問した訳でありますが、それに対して只今の市長の答弁はやはり、未だ、那覇に行く道はどこかと云うことに対して、山原へ行く道を教えて居る様な感じがします。私が預圖でお伺ひしているのは、6月の定例議会と同じ問題の手裏がありました。そこで今後はそう云う事がない様にと云うふうに市長さんが云われたもんだから、今後はどう云う事がない様にやつてもらいたいと要望しておきました。そこで、そう云う事がない様に内部の事務処理を完全にさせるために、いかなる市長としての部下職員に対する指導をされたかを聞いて居る訳です。私の質問は、そうであるんですから、今の質問の答弁は全然なつておりません。もう1回答弁して下さい。答弁がポイントをはずれた場合には、10回も20回も私は答弁を要求しますからそのつもりで真々に答弁して下さい。

市長～10回、20回にわたるが、以上の様な答弁であります。

5番～もう1回お伺ひします。どう云うふうに指導なされたかに対しては答弁は出来ませんか、市長は、

市長～やりました。

~~5番～~~ 3

に今後部課職員をして、事務処理をさせるために、いかなる内部対策をやつたかの質問であります、具体的に質問致します。
軍用地の問題は、財政課が扱っております。そこで主管課長並びに係職員に対して、具体的に何んだかの指示(監督)その他市長の立場からの部課職員に対する、そう云う様なことはなされたかどうかお伺い致します。

市長～課長はその問題に対して直接、石川議員の話しも聞いて、後で本当に済みませんとわびて、更に私からもそう云う事例を紆起さない様に注意致しました。又係の方も何時おいたかも知らない、こう云うことがない様にするには、△△に対しても、今後そう云う様なことに対しては、受取つた人のサインでももらつて行く様にしてもらいたい、注意してもらいたいとお願ひしたいと思つております。以上申し上げた様な次第であります。

議長～暫く休憩致します。(午前11時32分)

議長～再開致します。(午前11時33分)

5番～答弁如何によつて、質問は1日かかるか分りません。そこで注意していただきたい、私しの1番目の質問に対する先程の市長の答弁では、答弁になつてない、そこで質問に対する答弁をもつと詳しくしてもらいたいために、更に掘り下げて私は、具体的に質問した訳であります、それに対して只今の市長の答弁はやはり、未だ、那覇に行く道はどこかと云うことに対して、山原へ行く道を教えて居る様な感じがします。私が項目でお伺ひしているのは、6月の定例議会と同じ問題の手落がありました。そこで今後はそう云う事がない様にと云うふうに市長さんが云われたもんだから、今後はこう云う事がない様にやつてもらいたいと要望しておきました。そこで、そう云う事がない様に内部の事務処理を完全にさせるために、いかなる市長としての部下職員に対する指導をやられたかを聞いて居る訳です。私の質問は、そうであるんですから、今の質問の答弁は全然なつておりません。もう1回答弁して下さい。答弁がポイントはずれた場合には、10回も20回も私は答弁を要求しますからそのつもりで真ケンに答弁して下さい。

市長～10回、20回にわたろうが、以上の様な答弁であります。

5番～もう1回お伺ひします。どう云うふうに指導なされたかに対しては答弁は出来ませんか、市長は。

市長～やりました。

~~5番～どう云うふ~~
う

5 番～どう云うふうに指導なされたんですか。

市長～只今の議案を讀み上げて讀みたいと思います。

5 番～質問のポイントをはずさないで、願書に答弁して下さい。

市長～今の答弁しか私には出来ませんので、今申し上げた事を。

5 番～そうしましたならば、私が聞きもした事に対しまして、もう1回答弁をお願い致します。5番の質問に対する余計な答弁ははぶいて必要な答弁だけでもう1回お願い致します。

市長～もう1回申し上げます。あの6月の予算議会以後、色々議会からの要望がありましたが、尚今年再事起りましたのでこれではいけないかと、こう云うふうに考えて今後、これが二度とこう云う事のない様にお互いの事案の執行を十二分にやるには、先ず基礎を整える事が大事であるとする事で、その後後所、職員、部課長の人事の刷新替え、尚部下設置条例の改正と共に、職員の採用の方を進めつつある訳であります。この問題についての關係した課長や係には直接よんでこれから先こう云う手遅いをお行なひ様によく注意した訳であります。

5 番～はい、わかりました。2番についての市長の答弁は、私は、満足ではありません、そこで更に質問致します。その区長は、真志喜の区長が或は、真志喜若者出身の議員が来て、そう云う様な話を聞いたから、そこで初めて分つたと云うことは、この布令にもとづく所の厚層監督なるものの当然、当該の文書は後所内においての取り扱いは、公文書とみなしますか、そうじゃないと見なしますか。

市長～公文書と見なします。

5 番～更に聞きます、公文書である場合には、後所内において、公文書はどう云うふうに取り扱うと云う規定があるはずですが、そこでお伺い致します。公文書の取扱い規定に準じて取り扱うからには、記録を明示して、当然この記録にもとづいて、処理すべきであります。

市長～公文書であるべきものを、 ΔE の方でちゃんと公文書の取扱いをもつて、市長宛に送られておらない申味の書類だけ係の(つくえ)の上に置いておつたがために、公文書の受理の受付簿に記録されて居りません。それで、それを処理する場合に係の方では、市長が不在だったので、助役の決裁を受けて、通知と指示をあたり前の通りにやつたと云う事になつております。

5 番～どう云うふうに指導なされたんですか。

市 長～只今の記録を読み上げて載きたいと思います。

5 番～質問のポイントをはずさないで、明確に答弁して下さい。

市 長～今の答弁しか私には出来ませんので、今申し上げた事を。

5 番～そうしましたならば、私が聞きもらした事に対しまして、もう1回答弁をお願い致します。1番の質問に対する余計な答弁ははぶいて必要な答弁だけでもう1回お願い致します。

市 長～もう1回申し上げます。あの6月の予算議会以後、色々議会からの要望がありましたが、尚今度再び起りましたのでこれではいけないと、こう云うふうに考えて今後、これが二度とこう云う事のない様にお互いの事務の執行を十二分にやるには、先ず基礎を整える事が大事であると言うことで、その後彼所、職員の部課長の人事の配置替え、尚部下設置条例の改正と共に、職員の採用の方を進めつつある訳であります。この問題についての関係した課長や係には直接よんでこれから先こう云う手廻いをお行さない様によく注意した訳であります。

5 番～はい。わかりました。
2番についての市長の答弁は、私は、満足ではありません、そこで更に質問致します。その区長は、真志喜の区長が或は、真志喜部落出身の議員が来て、こう云う様な話を聞いたから、そこで初めて分つたと云うことは、この布令にもとづく所の雇用宣言書なるものの当然、当該の文書は彼所内においての取り扱いは、公文書とみなしますか、そうじゃないと見なしますか。

市 長～公文書と見なします。

5 番～更に聞きます。公文書である場合には、彼所内において、公文書はどう云うふうに取り扱うと云う規定があるはずですが。そこで伺い致します。公文書の取扱い規定に準じて取り扱うからには、記録を明示して、当然この記録にもとづいて、処理すべきであります。

市 長～公文書であるべきものを、の方でちゃんと公文書の緊質をもつて、市長宛に送られておらない申味の書類だけ係の(つくえ)の上に置いて帰つたがために、公文書の受理の受付簿に記載されて居りません。それで、それを処置する場合に係の方では、市長が不在だったので、助彼の決議を受けて、通知と旨示をあたり前の通りにやつたと云う事になつております。

5 番～私が今お伺いした事柄、その文書は、公文と見なすか、どうかの質問に対しまして、市長は公文書であると云うふうに答えられております。であるからには公文書としての取扱いをなすべきであるはずであります。そこで公文書としての取扱いをなされたかどうか、なされたならば、記録にもとづいて説明して下さいと云うのが、私の質問であります。であります。今、答弁は私の質問に対して、ポイントがはずれております。もう、1回詳しく説明して下さい。

市長～申し上げました様な程度しか、私にはお答え出来ない訳であります。

5 番～それじやお伺い致します。真志喜区長に対して、17日付だつたと私は認めておりますが、7月の今月、17日です。いわゆる地主に対してこう云うふうに取用宣言がなされてゐると云うことを、各地主に知らせた後、そう云う様な執行当局から区長に対する、いわゆる地主への通知方の依頼になる訳です。その文書は、17日付になつて居ります。その文書には、課長と助役の（印かん）が捺印が認められます。そこで財政課長は、貴方はこの取用宣言書は、執行当局に送っている事は何日わかつたか、私は質問したら、市長の答弁と同じ様に私がその事で関係の方々に聞いた事、すなわち19日にわかりましたと云う事は、18、19日に始めてわかりましたと財政課長は云つております。しかし、17日の文書に財政課長の捺印があります。と云うことはいくら小学校三年生でも、17日の文書に直かちの捺印があつた場合には、17日にわかつておるのが立前であるはずですよ。しかしながら、何日わかつたかと云う私の質問に対して財政課長は19日わかつたと云うふうに、回答して居ます。そのことにつきまして財政課長は市長の部下であります。どう云うふうにお考えですか、財政課長は直かちなりたがつて、そこで財政課長の捺印にすむつて居るんじゃない筈であります。市長が財政課長を任命して居ります。17日の文書に捺印してある公文書があります。であるにもかかわらず私には、その事を知つたのは、19日だと云つて居ります。そう云うふうを、一新前、係員じやなく部下職員を（しようあく）して、所定の業務をするための責任を、市長から、いわゆる委託されている所の一課長が、結局どう云うふうに答弁されて居る訳ですが、この事に対して市長はどう云うふうにお考えでありますか、それらめでも僕かと云うふうを市当局に、室野街3万市民は市政はあずけてありません。財政課長はありますか。

市長～先申し上げた様に本人は（じま）を提出して今の所不在になつております。

5 番～今の質問はそう云うふうに市長の任命し財政課長は、17日の文書に捺印しておきながら、その事を知つたのは19日であると云つ

5 番～私が今お伺いした事案、その文書は、公文と見なすか、どうかの質問に対しまして、市長は公文書であると云うふうに答えられております。であるからには公文書としての取扱いをなすべきであるはずであります。そこで公文書としての取扱いをなされたかどうか、なされたならば、記録にもとずいて説明して下さいと云うのが、私の質問であります。であります。今、答弁は私の質問に対して、ポイントがはずれております。もう1回詳しく説明して下さい。

市長～申し上げました様な程度しか、私にはお答え出来ない訳であります

5 番～それやお伺い致します。真志喜区長に対して、17日付だつたと私は記しておりますが、7月の今月の17日です。いわゆる地主に対して云うように取用宣言がなされていると云うことを、各地主に知らせられ、そう云う様な執行当局から区長に対する、いわゆる地主への通知方の依頼になる訳です。その文書は、17日付になつて居ります。その文書には、課長と助役の（印かん）が捺印が認められます。そこで財政課長は、貴方はこの取用宣言書は、執行当局に来ている事は何目わかつたか。私は質問したら、市長の答弁と同じ様に私がその事で関係の方々に聞いた目、すなわち19日にわかりましたと云う事は、18、19日に始めてわかりましたと財政課長は云つております。しかし、17日の文書に財政課長の捺印があります。と云うことはいくら小学校三年生でも、17日の文書に自からの捺印があつた場合には、17日にわかつておるのが立前であるはずで、よしかしながら、何目わかつたかと云う私の質問に対して財政課長は19日わかつたと云うふうに、明言しています。そのことにつきまして財政課長は市長の部下であります。どう云うふうにお考えですか、財政課長は自からなりたがつて、そこに財政課長の席にすわつて居るんじゃないはずであります。市長が財政課長を任命しております。17日の文書に捺印してある公文書があります。であるにもかかわらず私には、その事を知つたのは、19日だと云つております。そう云うふうな、一新前、係員じゃなく部下職員を（しようあく）して、所定の業務をするための責任を、市長から、いわゆる委託されている所の一課長が、結局どう云うふうにお考えでありますか、でたらめても良いと云うふうな市当局に、宜野灣3万市民は市政はあずけてありません。財政課長はおりますか。

市長～先申し上げた様に本人は（じ表）を提出して今の所不在になつております。

5 番～今の質問はそう云うふうに市長の任命した財政課長は、17日の文書に捺印しておきながら、その事を知つたのは19日であると云つ

で居りますが、どう云う事案に対して市長はどう云うふうにお答えになつておられますか、と云うのが私の質問です。副政課長の辞表を提出してあるのは私は、何も聞きたくありません、どう云う内部その、

市長～いやいやありますかと云いますから、ありませんので、

5番～おらなかつたら良いですよ、私の質問の部下職員がそう云うふうによつて居る事案。

市長～副政課長の方が17日に文書を見て、そして通知も出しながら、19日に始めて知つたと云う事はこれはあり得ないと、どう思ふのであります。

5番～だからあり得ない事が先も申し上げた様に、それは小学校三年生でもわかるんです。そのあり得ない事案を裏に私に対して、一市長に対して課長たる人がどう云う発言をして居る訳です、いやこれは事案です若し、そう云う事案があつたら、仮定じやないです。事案です。どう云う事案があなたの部下がやつて居るんですから、それに對してどう云うお考えですかを私は聞いて居るんです。

市長～17日に係と文書の処理をしながら、始めて知つたのが19日と云うのは、これは何かの間違いとしか思いません。

5番～間違いは、人間は神様ではありません、完全ではありません、そこで間違いはあり得る事です。そこであり得る事ではあります、間違如何によつて、どう云うふうで17日の文書に捺印しておきながら、その事は知らなかつた、私は19日にもわからなかつたと云う事案、どう云う間違いはあつて良い様な問題ですが、間違いは人間ですがらなまわらないですが、今云つた様な間違いはあつても別にさしつかえないんじやないか、それは人間だから、間違いはあつてもさしつかえなく云つた様なお考えですか、市長は私がおたずねしたのは、その選の所をお聞きしたい訳です、どうなりますと課長の問題じやありません、課長を任命したのは市長ですよ、市長の任命した職員が事案どう云うふうな事を発言している、答弁がない所を見ても、もう答弁は出来ないものと解しやく致しまして、次に進みます、3番目にプリントにしたためた、質問事項であります、あの文書には市長名の宛名がないと云つた様な趣旨の先程の説明でありましたが文書に執行当局は、明らかに文書の内容そのものが、宜野湾市当局にあつて送達されたものであると云う事は誰が見てもわかる様な文書であつた場合には、市長名が宛名に記入されてあつても、なくても私は問題はないと思ひますが、市長はあの文書に市長名が記入されてなかつたからと云う訳で、それだけの理由であつた事は別にいいかげんにあつたつても良いと云うふうにお考えですか、先の答弁は、

て居りますが、こう云う事案に対して市長はどう云うふうにお答えになつておりますか、と云うのが私の質問です。財政課長の辞表を提出してあるのは私は、何も聞きたくありません。こう云う内部その、

市長～いやいやありますかと云いますから、ありませんので、

5 番～おらなかつたら良いですよ、私の質問の部下職員がそう云うふうによつて居る事態。

市長～財政課長の方が17日に文書を見て、そして通知も出しながら、19日に始めて知つたと云う事はこれはあり得ないと、こう思ふのであります。

5 番～だからあり得ない事が先も申し上げた様に、これは小学校三年生でもわかるんです。そのあり得ない事案を現に私に対して、一市民に対して課長たる人がそう云う明言をしておる訳です。いやこれは事実です。若し、そう云う事があつたら、仮定じやないです。事実です。こう云う事案があんたの部下がやつて居るんですから、それに対してどう云うお考えですかを私は聞いて居るんです。

市長～17日に係と文書の処理をしながら、始めて知つたのが19日と云うのは、これは何かの間違いとしか思いません。

5 番～間違いは、人間は神様ではありません。完全ではありません。そこで間違いはあり得る事です。そこであり得る事ではあります。問題如何によつて、こう云うふうになり17日の文書に捺印しておきながら、その事は知らなかつた。私は19日にしかわからなかつたと云う事態、そう云う間違いはあつて良い様な問題ですが、間違いは人間ですからかまわないですが、今云つた様な間違いはあつても別にさしつかえないんじゃないか、それは人間だから、間違いはあるんじゃないかと云つた様なお考えですか、市長は私がおたずねしたいのは、その辺の所をお聞きしたい訳です。こうなりますと課長の問題じやありません。課長を任命したのは市長ですよ、市長の任命した職員が事案こう云うふうな事を明言している。答弁がない所を見ると、もう答弁は出来なものと解しやく致しまして、次に進みます。3番目にプリントにしたために、質問事項であります。あの文書には市長名の宛名がないと云つた様な趣旨の先程の説明でありましたが文書に執行当局は、明らかに文書の内容そのものが、宜野湾市当局にあつて送達されたものであると云う事は誰が見てもわかる様な文書であつた場合には、市長名が宛名に記入されてあつても、なくても私は問題はなと思ひますが、市長はあの文書に市長名が記入されてなかつたからと云う訳で、それだけの理由であの文書は別にいいかげんにあつたつても良いと云うふうなお考えですか、先の答弁は、

市長～そうではありません。

5 番～5 目の質問事項に対する市長の御答弁は、6 月 28 日受付だと私は聞いた覚えですが、そう云う意味ですか、先程そう云われた様な。

市長～はい。6 月 28 日に受付られて、居る様であります。

5 番～その 6 月 28 日に受付と云うのは、取用宣告書、先程市長の 445 号ではなくて、いわゆる外の番号じゃないかと云われましたが、もしこれが、

市長～447 号じゃないかと云う事でした。

5 番～もしこれが間違いであつたならば、私のいわゆる手落でありますからその点は質問する側の側、度を失っていたと、自から認めて訂正致します。若し間違つていたら、ただ問題は番号が何番であるかは、2 の次であります。そこでお伺い致します。6 月 28 日と云いますのは、何を受付ましたか、私がそこで質問しておる所の、いわゆるこの取用宣告書を受付た月日でありますか。

市長～これは受付後に記載されておりますので、

5 番～そう云われのは、記録にそう云うことになつていと、云う意味でありますか、記録にその記録を見せてもらいたい。

市長～ちよつとお待ち下さい。今取りに行つておりますから。

5 番～はい

5 番～助役が取りに行つて居る様でありますから、その時まで時間がもつたないです。又お伺い致します。19 日に私がお伺いした場合には記録も何もありません。何時誰が受理したかも、皆目不明であります。その 19 日当日には、何もわからないのに、彼所の公簿上の記録に 6 月 28 日受付なつて居ると云うのは、この 6 月 28 日は普通は常識的に考えた場合には、6 月 28 日当日に書いてなくちやいかんはずですが、6 月 28 日にこれは書かれて居る事を市長はそこで、会議上で証明出来ますか、つまり 6 月 28 日以後 7 月 19 日現在にはそんな事は私には何もありません。つまり 6 月 28 日受付と公簿上なつて居る、この記入は、その 6 月 28 日当日に書かれたと見なしますか、市長は後でそう云うふうにしておこうと云つた様な考えから、そう云うふうになんか書かれた様なこれは、私の推測ですが、つまり 6 月 28 日受付だつたら常識的に考えて、その当日に何とか都合の当る様にしようとか、そのあくる日、書いたかも知れませんが、私の推測は 6 月 2

8日に若し当り兩通り受付して、事実に基づいて、又記録にも、そう云うふうに書いたとすれば、6月28日に正式に受理したと云う事になりませんが、そう云うふうに解しやくもよるしいですか。

市長～はい。

5番～お伺いします。6月28日に正式に受理されたと云うふうに御答弁ですが、D.E.に電話で問合せたところ、6月21日に宜野湾市に送付したと云うふうに云われております。そうしました場合に私は今の市長の言葉を信じて良いのか、D.E.の係官の言葉を信じて良いのか私にはわかりません。そこで責任者である所の市長は、もう1個自信をもつて御答弁をお願いします。6月28日に正式に受理なさいましたか、後でこれは問題になるかもわからんですが、正式あやふやじやなくて、はつきりして下さいよ。D.E.の係官は6月21日に宜野湾市当局にとどけたと私に云っております。電話で、そして又文書にもそうなつています。にもかかわらず6月28日と云うのは、6月28日に受付したと云う事がわかるんだつたら誰が受付したかわかるはずですよこれは。

市長～わかります。

5番～そうでしょう。じや誰ですか。何番目だつたですかね、そう云う何時誰かと云うふうに私は質問をしておりますが、1番から6番までの質問事項に対して市長は、わかつて居ながら答弁をされておられません。

市長～一寸書類が来るまでまつて下さい。

5番～はい待ちます。

議長～暫く休憩致します。(午後12時)

議長～再開致します。(午後12時2分)

市長～只今の445号の受付はやはり6月28日に、これが場所はハイブ線の用地だそうぞす。

5番～私が申し上げた開算病院であります、それ何号になつておりますか。

市長～あそこは447号で、

5番～じや私の間違いでありました。おわび致します。447号ですか、

8日に若し当り前通り受付して、事実に基づいて、又記録にも、そう云うふうにしたとすれば、6月28日に正式に受理したと云うふうの断事になりますが、そう云うふうに解しやすくしてよろしいですか。

市長～はい

5番～お伺いします。6月28日に正式に受理されたと云うふうに御答弁ですが、Dに電話で問合せたところ、6月21日に宜野湾市に送付したと云うふうに云われております。そうしました場合に私は今の市長の言葉を信じて良いのか、Dの係官の言葉を信じて良いのか私にはわかりません。そこで責任者である所の市長は、もう1回自信をもつて御答弁をお願いします。6月28日に正式に受理なさいましたか、後でこれは問題になるかもわかりませんが、正式あやふやじゃなくてはつきりして下さいよ。Dの係官は6月21日に宜野湾市当局にとどけたと私に云っております。電話で、そして又文書にもそうなつています。にもかかわらず6月28日と云うのは、6月28日に受付したと云う事がわかるんだつたら誰が受付したかわかるはずですよこれは。

市長～わかります。

5番～そうでしょう。じゃ誰ですか。
何番目だつたですかね、そう云う何時誰かと云うふうに私は質問をしてありますが、1番から6番までの質問事項に対して市長は、わかつて居ながら答弁をされておられません。

市長～一寸書類が来るまでまつて下さい。

5番～はい待ちます。

議長～暫く休憩致します。(午後12時)

議長～再開致します。(午後12時2分)

市長～只今の445号の受付はやはり6月28日に、これが場所はハイフ線の用地だそうです。

5番～私が申し上げた旧軍病院であります、それに何号になつておりますか。

市長～あそこは447号で、

5番～じゃ私の間違いでありました。おわび致します。447号ですか、

447号の受付は、やはり6月28日になつておりますか、記録上はいわゆる旧軍病院の1部の強制収用宣書はですね、市当局の受付は6月28日になつておりますか、やはり、先の私の質問は間違つておりましたから、これは致し方ないんですから、訂正致します。447号は何時受理されたか、私の質問致しておるのは、447号であります。445号に対しては私の手落ちでありますから訂正致します。そうすると6月28日は447号じゃない訳ですな。

市長～はい、445号

5番～これは私の質問が間違つておりました、訂正致します。447号にこの、若し質問宣書の中に445号と云う字句がありました場合にはすべて447号と読み替えて下さい。そこでそう云うふうな立場から質問を致しますから、その立場で御答弁をお願い致します。447号は、何時受理されましたか、市当局でこれは重要問題です。1番これが問題です。地主の中には、損をする人が居るかも知らん。私も一地主ですが、と云うのは私は問題になつたら、裁判に出しますよ。市当局よりは地主自体が主ですからね。この軍用地は、証人合に立つ、将来立つ事を予限して答弁して下さい。19日に係、課長、助役、市長に私は、

市長～すなわち447号が先から問題の6月21^日付でこちらに送られておるんだが、それを見ましたのが7月の17日だつた、こう云うことあります。処理したのがですね。

5番～今の御答弁は6月21^日付の^日から市当局に送付された文書を見たのが7月17日と云う意味ですか。

市長～はい

5番～見たのが、

市長～はい

5番～これはまたまた大変ですな、じゃ7月17日に、じゃ収用宣書447号に対し、互野河市執行当局に送付された、気がついた事は7月17日ですか、今の御答弁は、そう云う意味にしか解しやく出来ないですよ、そう云う意味に解しやくして良いですか。今の説明はそうじゃないですか、7月17日に気がついたんじゃ、気がついたのが、これはそうでしょう。よろしいですか、そう云うふうに解しやくして良いですか。

市

447号の受付は、やはり6月28日になつておりますか、記録上は
いわゆる旧軍病院の1部の強制収用宣告書はですね、市当局の受付は
6月28日になつておりますか、やはり、
先の私の質問は間違つておりましたから、これは致し方ないんですか
ら、訂正致します。447号は何時受理されましたか、私の質問致し
ておるのは、447号であります。445号に対しては私の手落ちで
ありますから訂正致します。そうすると6月28日は447号じやな
い訳ですな。

市長～はい。445号

- 5 番～これは私の質問が間違つておりました。訂正致します。447号にこ
の、若し質問趣旨書の中に445号と云う字句がありました場合には
すべて447号と読み替えて下さい。
そこでそう云うふうな立場から質問を致しますから、その立場で御答
弁をお願い致します。447号は、何時受理されましたか、市当局で
これは重要問題です。1番これが問題です。地主の中には、損をする
人が居るかも知らん。私も一地主ですが、と云うのは私は問題にな
つたら、裁判に出しますよ。市当局よりは地主自体が主ですからね。
この軍用地は、証人台に立つ、将来立つ事を予想して答弁して下さい
19日に係、課長、助役、市長に私は、

市長～すなわち447号が先から問題の6月21付でこちらに送られておる
んだが、それを見ましたのが7月の17日だつた。こう云うことであ
ります。処理したのがですね。

- 5 番～今の御答弁は6月21付で から市当局に送付された文書を見たの
が7月17日と云う意味ですか。

市長～はい

5 番～見たのが、

市長～はい

- 5 番～これはまたまた大変ですな、じや7月17日に、じや収用宣告書44
7号に対し、宜野湾市執行当局に送付された、気がついた事は7月1
7日ですか、今の御答弁は、そう云う意味にしか解しやく出来ないで
すよ、そう云う意味に解しやくして良いですか。
今の説明はそうじやないですか、7月17日に気がついたんじや、
気がついたのが、これはそうでしょう。よろしいですか、そう云うふ
うに解しやくして良いですか。

市

市長～はい

5 番～事務局は記録は間違いないと、7月17日、447号の取用宣言書447号が宜野湾市執行当局に送付されて居る事を7月17日にわかりましたと云うような御答弁ですか。

市長～はい

5 番～そうすると、即目すぐ区長に連絡した事になりますから、その限りにおいて、もう手を上げてほめて上げたい次第ではありますが、私が知る所では、私が知る所では、インチキな答弁です。これは、インチキな、今は口頭でもつて質疑応答を致しておりますが、今の答弁は非常に重要な問題ですから、明日までに、取用宣言書447号は宜野湾市当局は7月17日に受理しましたと云う答弁を書面をもつて私に届けてもらいたい。届けますか。口頭で云われたら届けられない事はないはずですよ、書面でもつて明日までに届けてもらいたい。私の手元に自から持つて、答弁出来ませんか、答弁出来なければ、

市長～今の447号は6月21日付で、D.Eから発送された形になっております。そしてこれを気付いたのが、7月17日に処理をしたと、係の方は云っております。気付いたのが7月17日D.Eから発送された日付が6月21日とこうなっております。こうなっておりますので、いわゆる書類をD.Eが扱っていて届つて後で気付いたのが、本当にその係が受取つてそこを忘れておつたのか、そこは私として良くわかりませんので、先かちかちかして申し上げる様に、こう云う場合には、充分に文書処理をやる所の受付と、それから取扱つた人の捺印が、或はサインでももつて置く様にはしないと云うと、こう云う場合に困るんじゃないかと云うのであります。

5 番～私は市長の考え方を聞いて居る訳じやありません。取用宣言書447号は何時受理されたかと云う質問に対して、7月17日付で、いわゆる気が付いた、気が付いたと云う事はその時に受理した事になります。そう云う答弁によつて、口頭による質疑応答はこれに基づいて、それをそのまま明日までに書面をもつて届けてもらいたいと要請に対して、未だ御返事ない訳ですが、届けてもらいますか。届ける事が出来なかつたら出来ませんと答弁して下さい。出来たら出来ると云う答弁、私はその2つの様式でしか要請しません。

市長～良く係の方で調べ所まで聞いて、書面でお答え致します。

5 番～未だ未だ私の質問に対して、ポイントをはがしておられます。今私の質問に対して市長の答弁は7月17日付でそう云う文書が来て居る事が気が付いたと云われております。気が付いたと云う事は受理したと云

市長～はい

- 5 番～事務局は記録は間違うなよ、7月17日、447号の取用宣告書447号が宜野湾市執行当局に送付されて居る事を7月17日にわかりましたと云うような御答弁ですか。

市長～はい

- 5 番～そうすると、即日すぐ区長に連絡した事になりますから、その限りにおいて、もう手を上げてほめて上げたい次第ではありますが、私が知る所では、私が察する所では、インチキな答弁です。これは、インチキな、今は口頭でもつて質疑応答を致しておりますが、今の答弁は非常に重要な問題ですから、明日までに、取用宣告書447号は宜野湾市当局は7月17日に受理しましたと云う答弁を書面をもつて私に届けてもらいたい。届けますか。口頭で云われたら届けられない事はないはずですよ、書面でもつて明日までに届けてもらいたい。私の手元に自から持つて、答弁出来ませんか、答弁出来なければ、

市長～今の447号は6月21日付で、~~△~~から発送された形になっております。そしてこれを気付いたのが、7月17日に処理をしたと、係の方は云っております。気付いたのが7月17日~~△~~から発送された日付が6月21日とこうなつて居ります。こうなつておりますので、いわゆる書類を~~△~~が只おいて帰つて後で気付いたのが、本当にその係が受取つてそこを忘れておつたのか、そこは私として良くわかりませんので、先からくりかえして申し上げる様に、こう云う場合には、充分に文書処理をやる所の受付と、それから取扱つた人の捺印が、或は、サインでももらつて戴だく様にしないと云うと、こう云う場合に困るんじゃないかとこう思うのであります。

- 5 番～私は市長の考え方を聞いて居る訳じゃありません。取用宣告書44号は何時受理されたかと云う質問に対して、7月17日付で、いわゆる気が付いた、気が付いたと云う事はその時に受理した事になります。そう云う答弁によつて、口頭による質疑応答はこれに基ずいて、それをそのまま明日までに書面をもつて届けてもらいたいと要望に対して、未だ御返事ない訳ですが、届けてもらいますか。届ける事が出来なかつたら出来ませんと答弁して下さい。出来たら出来ますと云う答弁、私はその2つの様式でしか要望しません。

市長～良く係の方で悪い所まで聞いて、書面でお答え致します。

- 5 番～未だ未だ私の質問に対して、ポイントをにがしておられます。今私の質問に対して市長の答弁は7月17日付でそう云う文書が来て居る事が気が付いたと云われております。気が付いたと云う事は受理したと云

う事になります。そう云うふうに解しやくしてよろしいですか、そうすると7月17日付で447号厚用宣告書は、宜野湾市当局は受理した事になつておられますね、その事は今日頭で質疑応答しておりますが私は私が要求しておるのは、今日頭における所の質疑応答の内容をそのまま文書書面をもつて、明日までに届けてもらいますか、私の所に

市長～はい

5番～出来ますか、今の明日内容は変えちやいかんですよ、今の答弁をそのまま。

市長～はい

5番～更にたくさんありますが、外に案件も、又日程も1日と云うふうに、先般退まれておられますので、私はそう云うふうに時間をくいこまない様に気を遣いながらやつて居る積りでありますが、当局の答弁が御覧の通りでありますから、つい質問も又続けざるを得ないと云う立場であります、あと1件だけお伺い致します。
市長はいわゆる市政をあずけられまはります、部下職員の中に明らか市長に勤者(たいまん)である、若しくは事務処理能力がないと云うふうには見なされる職員が存在を認められた場合には、指令にはですよ、市長はどうか工賃問題致します、部下職員の中に明らかに勤者(タイマン)である、若しくは事務処理能力がないと見なされる職員が明らかにそこ存在を認められた場合には、市長は市長としてどうか云うふうに措置されますか、

市長～お答えします、職員の中に事務に(たいまん)があつたり、或は能力がおよばなかつたりした場合には、どこまでも指導助言致しまして、それがうまく行く様に奮励したいと云う思つておられます、
そう云う事をやつてもどうしてもこの仕事をやる事が出来なくて、何時までも(たいまん)で居る者に於ては、それはその措置、いわゆる職を引いてもらうが、仕事を覚えてもらう、する事に進めたいと云う思ふのであります、

5番～今の市長の考えに対して私は非常に、立派なお考えだと思つております、どうぞ、色々云うふうにやつて欲しいと思つております、
外の案件がありますから、私の質問はそれで打ち切ります、

議長～暫く休憩致します。(午後12時10分)

議長～再開致します。(午後1時30分)

う事になります。そう云うふうに解しやすくしてよろしいですか、そうすると7月17日付で447号取用宣告書は、宜野湾市当局は受理した事になつておりますね、その事は今日頭で質疑応答しておりますが私は私が要求しておるのは、今日頭における所の質疑応答の内容をそのまま文書書面をもつて、明日までに届けてもらいますか、私の所に

市長～はい

5 番～出来ますか、今の明日内容は変えちやいかんですよ、今の答弁をそのまま。

市長～はい

5 番～更にたくさんありますが、外に案件も、又日程も1日と云うふうに、先程組まれておりますので、私はそう云うふうに時間をくいこまない様に気を使いながらやつて居る積りでありますが、当局の答弁が御覧の通りでありますから、つい質問も又続けざるを得ないと云う立場であります、あと1件だけお伺い致します。市長はいわゆる市政をあずけられております、部下職員の中に明らかに勤務(たいまん)である、若しくは事務処理能力がないと云うふうに見なされる職員が存在を認めた場合には、場合にはです、市長はどう云うような措置を取りますか。もう1回質問致します。部下職員の中に明らかに勤務(タイマン)であると、若しくは事務処理能力がないと見なされる職員が明らかにそこに存在を認めた場合には、市長は市長としてどう云うふうに措置なされますか、

市長～お答えします。職員の中に事務に(たいまん)があつたり、或は能力がおよばなかつたりした場合には、どこまでも指導助言致しまして、それがうまく行く様に督促したいところ思っております。そう云う事をやつてもどうしてもこの仕事をやる事が出来ないで、何時までも(たいまん)ている者に対しては、これはその措置、いわゆる職を引いてもらうか、仕事を變えてもらうか。する様に進めたいところ思うのであります。

5 番～今の市長の考えに対して私は非常に、立派なお考えだと思っております。どうぞ、そう云うふうにやつて戴きたいと思ひます。外の案件がありますから、私の質問はそれで打ち切ります。

議長～暫く休憩致します。(午後12時10分)

議長～再開致します。(午後1時50分)

議 長～日程第4，議案第30号，伊佐浜川の分水協定についてを議題と致し
ます。書読をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案件については、前にも協定書の審議を皆様をお願いして、その原
案を却稿市と、色々折衝致しまして、この度出来上りましたので、協
定を結ぶべく提案したのであります。宜しく御審議の程をお願い致し
ます。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午後1時53分)

議 長～再開致します。(午後1時58分)

議 長～本案に対する質疑は御座いませんか、なければ質疑を打ち切りたいと思
いますが。

(質疑なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打ち切ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～御意見はございませんか、なければ討論を省略したいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、討論を省略することに致します。

議 長～では議案第30号伊佐浜川の分水協定についてを議決に付します。
原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、議案第30号伊佐浜川の分水協定につい
ては、原案通り同意することに決定致します。

議 長～日程第5，議案第31号，新築水道公社との分水協定についてを議題
と致します。書読をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

議 長～日程第4，議案第30号，伊佐浜川の分れ協定についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～本案件については，前にも協定書の審議を皆様をお願いして，その原案を那覇市と，色々折衝致しまして，この度出来上りましたので，協定を結ぶべく提案したのであります。宜しく御審議の程をお願い致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。（午後1時53分）

議 長～再開致します。（午後1時58分）

議 長～本案に対する質ぎは御ございませんか，なければ質疑を打ち切りたいと思いますが。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め，本案に対する質疑を打切ることに致します

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～御異議はございませんか，なければ討論を省略したいと思いますが，

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め，討論を省略することに致します。

議 長～では議案第30号伊佐浜川の分れ協定についてを賛決に付します。原案に御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議 長～御異議がないものと認め，議案第30号伊佐浜川の分水協定については，原案通り同意することに決定致します。

議 長～日程第5，議案第31号，兼球水道公社との分水協定についてを議題と致します。書記をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～提案の理由は印刷物に書いてある通りであります。尚分水協定の管
定案につきましては、水道課長の方が会社の範囲をよく聞いており
ますので、水道課長の方から説明させます。

議 長～暫休致致します。(午後2時)

議 長～再開致します。(午後2時55分)

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～質疑がなければ、省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、質疑を省略することに致します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の旨がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに致し
ます。

議 長～議案第31号、新津水道公社との分水協定についてを要決に付しま
す。
原案に御異議ございませんか。

全 員～異議なしと呼ぶ。

議 長～全員御異議がないので、議案第31号、新津水道公社との分水協定に
ついて原案通り開案することに決定致します。

議 長～目録第5、議案第32号、1964年度宜野湾市才入才出通加更正予
算についてを上程致します。
書頭をして朗読せしめます。

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

市 長～今年かん管対策の補助金として政府の方から28ドルまいりました
ので、これを収入に受けてかん管対策の事業として今年度の更正案の様
にしたいと思ひまして、これを提案しましたので宜しく御審議をお

市長～定案の理由は印刷物に書いてある通りであります。尚分水協定の協定案につきましては、水道課長の方が会社の説明をよく聞いておりますので、水道課長の方から説明させます。

議長～暫休憩致します。(午後2時)

議長～再開致します。(午後2時55分)

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～質疑がなければ、省略したいと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、質疑を省略することに致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございしますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を省略することに致します。

議長～議案第31号、琉球水道公社との分水協定についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

全員～異議なしと呼ぶ

議長～全員御異議がないので、議案第31号、琉球水道公社との分水協定についてを原案通り同意することに決定致します。

議長～日程第5、議案第32号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算についてを上程致します。
書記をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

市長～今度かん害対策の補助金として政府の方から828ドルまいりましたので、これを取入に受けてかん害対策の事業として今度の更正案の様に使いたいと思ひまして、これを提案しましたので宜しく御審議をお

～ 願ひ致します。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～補助金の328万と云うのは、補助金のこちらから出した何万であるかですね。補助金を申請した額の何万であるか、或は又申請、補助金申請をしてないんだけれど、これだけ政府からすぐ交付されたかですね、それについて御説明願います。

～ 更に又出た面でありまして、23箇の修理費の10万は、どう云つた様なものか、それから公設計画の中の400万の内、真栄原の水源地

～ 地の保護施設であります。これは水源地を発見されて、その施設をされるかです。

市 長～申請してある額と、この補助金との割合は建設課長をしてお答え致します。その真栄原の保護施設のものであります。これは経過をおつ

て御説明したいと思ひますが、前に野嵩の東側の敷地の認可が水に困つておつて、そこに一々運搬するのは困るので、水道の拡張をやる

と云う計画でありましたが、最初に見積つた300米が実際測つて見ると、500米以上もあると云うので、これをやるにはどうしても、

それを予算を増やさないかと、一応(かん管)対策委員会の方にかけて、検討致しました所、それよりは真栄原に於ける所の水源地がある

と云う話がありましたけれども、未だそこは充分なる調査がされてお

りません。水源地調査と云うふうに施設を水源地を確保した方が良

いと思つております。その地元の方で工事調査の方に出すには調査費として、必要じゃないかと、一応その名前前で保護施設をやるために、これを調査させておいて、250万をそこに水源地調査費として出した訳であります。

4 番～それから修理費については、

市 長～10万の修理費は(かんばつの際)の水の運搬を伊佐の方からポンプ

です上げて、やつておりました時の消防車の修理費であります。そ

の外に真栄原の方に伊佐の水源地の様に、いわゆる給水地を掘えたらこの水がにげない様に施設が出来ると云うので、そこの方も150万

～ 算入してあります。

4 番～去つた災害対策委員会において、水源地の調査を早急に実施すると云うふうにきめまして、すでに発見して、その施設費の工事経費だと云

うふうに考へておられますが、未だその段階じゃなくして、今から調査を

すると、調査費と云う様な御説明であります。そうしますと、この予算委員からすると、すぐこの250万で水源地の保護施設をする工事経費だと云うふうな御説を受けますが、決してこれだけの予算で水源地を発見した場合、調査して、その貯水池や、或は又母の水が

願ひ致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

4 番～補助金の828千と云うのは、補助金のどちらから出した何千であるかですね。補助金を申請した額の何千であるか、或は又申請、補助金申請をしてないんだが、これだけ政府からすぐ交付されたかですね、それについて御説明願ひます。
更に又才出の面でありましたが、23節の修理費の10千は、どう云つた様なものか、それから公設計費の中の400千の内、真栄原の水源地地の保護施設であります、これは水源地を発見されて、その施設をされるかです。

議長～申請してある額と、この補助金との割合は建設課長をしてお答え致します。その真栄原の保護施設のものでありますが、これは経過をおつて御説明したいと思ひますが、前に野嵩の東側の復元の認可が水に因つておつて、そこに一々運搬するのは因るので、水道の拡張をやるやうと云う計画でありましたが、最初に見積つた300米が実際測つて見ると、500米以上もあると云うので、これをやるにはどうしても、それを予算を増さにやいかんと、一応(かん管)対策委員会の方にかけて、検討致しました所、それよりは真栄原にある所の水源地があると云う話がありましたけれども、未だそこは充分なる調査がされておられません。水源地調査費と云うふうに施設を水源地を確保した方が良くなつております。その地元の方で工事請負者の方に出すには調査費として、必要じやないかと、一応その名前で保護施設をやるために、これを調査させておいて、250千をそこに水源地調査費として出した訳であります。

4 番～それから修理費については。

市長～10千の修理費は(かんばつの際)の水の運搬を伊佐の方からポンプですい上げて、やつておりました時の消防車の修理費であります。その外に真志喜の方に伊佐の水源地の様に、いわゆる給水地を掘えたらこの水がにげない様に施設が出来ると云うんで、そこの方も150千見積つてあります。

4 番～去つた災害対策委員会において、水源地の調査を早急に実施すると云うふうにきめまして、すでに発見して、その施設費の工事経費だと云うふうに考えておりましたが、未だその段階じやなくして、今から調査をすると、調査費と云う様な御説明であります、そうしますと、この予算費目からすると、すぐこの250千で水源地の保護施設をする工事経費だと云うふうな印象を受けますが、只してこれだけの予算で水源地を発見した場合に、調査して、その貯水地や、或は又その水が

使用出来るまでの保護施設をするために、250万であるかどうかです
ね、若し調査費であるならば、外に調査費の項目を設けて、真栄原
だけじゃなくして、或はその他市内全域にわたる調査も可能だと云う
ふうに考えられる時には、そう云つた様な事は別にお考えになつてお
られないかどうか、只真栄原の水源地の調査だけしか考えておられな
いかどうか、それについて御説明願います。

市長～これは予算の形式では(かん管)対策としての費目になつて、ケツの
方に工事請負の費用となつているが、先にも申し上げました様に、こ
れは工事費ではなしに、実際にこの予算を遂行すべき場合には、この
真栄原の調査の、この予算で出る範囲でやりたいところ願つておりま
す。

4番～この該場所ですね。真栄原の水源地を若し発見して、この施設を工事
する場合には、果してこの250万であるかどうかです、或は又若
ししないとすれば、早急に予算の更正をしなくちやいかんと思ひますが
この範囲内でやられる考であるかどうか、この調査費がですね、一
応は議会で決定すればすぐ調査を実施致しまして、そしてそこに相当
量の水脈があると云う場合に、すぐ引続きこの施設の工事をやらなく
ちやいけなかつたら、こう考へる訳です。そうした場合、果してこの250
万の範囲内で充分出来るかどうか、或は又若しものと經費を要す
ると云う場合には、又予算の更正をやつて、その間、或は又ある程度苦
勞と云うのが生じます。そう云つた点はどうかお進めになられるか。

市長～先き申し上げた様に、これは250万は、施設工事費と云うよりも、
調査費でありまして、今真栄原の水源地は未だ水も見えないし、
それを掘つて、その水が発見出来るまで、二尋、四尋或は十尋位で出
るか、未だはつきりしません。要するに一応その水を確かめたならば
更にそこに対する施設や設計の見積りをしなければ、いくら使つと云
う事は工事費は出せないで、ありまして250万で水を掘つて、工
事まで完成すると云う予定ではありません。

蔵長～外にありませんか。

3番～今の市補助金の施設のこれはひもつきだと思ひんですが、保護施設費
を飲料水の給水施設費に対して、損だつたと云う事になつている訳で
ありますが、そう云つた場合には、市長さんのおつしやる様な調査費
もこの中に含まれて居るか、

市長～施設費の何は、こちらから申請を出して、そして向こうから司令を得
て来たのが、補助金であります、こちらから申請書を出した場合の
結局、例えば伊佐浜であれば、伊佐浜はあれだけをやれるのに、こち
らで最初に見積つて申請を出した額よりも、少なくて出来るか、今度

は給水装置、いわゆる飲料水の給水に使つた設備をあの時に見積つた額よりも、それだけ余裕をもたして、すでに済まされておりますので、その残りの金はこう云うものを使う事が出来ると云う解しやうでなしたと、

3 番～これはあくまでも、ひも付きではない訳ですね。

12番～(かん答)特に今度の場合の(かん答)この対策については、早急にやらなければならぬと考えておりますが、しかし去つた議会において、(かん答)対策の一部として、水道施設の増設が予算に計上されましたが、未だに工事が着工されてないと云うことに疑問をいだくのであります。そこで御要望申し上げたい事は、特に(かん答)対策については、早急に施行して、そして最小限にその(かん答)の費を食い止める対策を講ずるのが、善くないかと考えておりますので、早急に工事を施工して、そして(かん答)を最小限に食い止めてもらいます様御要望申し上げます。

4 番～この補助金は、すでに交付済みであります。あくまでも予算でありましたので新しい事業と云いますのは、真志喜の水源地の保護施設費並に真栄原の水源地の保護施設費と云うことになりますが、これはあくまでも新しい事業でありますので、これを、いざ工事再開する、或は実施する場合には、これに対する補助金も受けられるんでありますが、それについてお伺いします。
申請すれば受けられるかどうか。

市長～申請をして補助金を得ようと云う手続はしてありませんが、今までの市帳簿によりますと、一応そう云う類似したものが僅にもあるので、まとめて政府に請してありますが、それが未だはつきり得られると云うふうには未だ聞いておりません。

4 番～可能数はある訳ですね、申請すれば政府の(かん答)対策の補助金は

市長～時期の問題等がおくれたと云う事はあります。

4 番～そう云うことであるならば、若しその水源地の調査、発見と云うことになる、別にその中にはつきりするんじゃないかと思つて居りますが、そして、いざ発見はしたんだが、予算がなくで、又一定の時期までさないと行けないと云う様になるかと思つて居ります。だが、しかし或程度補助金の可能数もあるならば、ある程度発見済みにおいて、そしてその才出の、すぐその予算の範囲内で設計、或はその施設をすぐ工事出来ると云うふうに、充分可能だと思つて居りますが、しかしこれからすると調査して発見はしたんだが、その施設費、或は施設費をこれの予算がないと云う事になると、又改めて設計し、再真正の手続をするまで

は給水運搬、いわゆる飲料水の給水に使つた費用をあの時に見積つた額よりも、それだけ予ゆうをもたして、すでに済まされておりますので、その残りの金はこう云うものを使う事が出来ると云う解しやくで定したと。

3 番～これはあくまでも、ひも付きではない訳ですね。

1 2 番～(かん管)特に今度の場合の(かん管)この対策については、早急にやらなければならないと考えておりますが、しかし去つた議会において、(かん管)対策の一部として、水道施設の増設が予算に計上されましたが、未だに工事が着工されていないと云うことに疑問をいだすのであります。そこで御要望申し上げたい事は、特に(かん管)対策については、早急に施行して、そして最小限にその(かん管)の管を食い止める対策を講ずるのが、務でないかと考えておりますので、早急に工事を施工して、そして(かん管)を最小限に食い止めてもらいます様御要望申し上げます。

4 番～この補助金は、すでに交付済みであります。あくまでも予算でありますので新しい事業と云いますのは、真志喜の水源地の保護施設費並に真栄原の水源地の保護施設費と云うことになりませんが、これはあくまでも新しい事業でありますので、これを、いざ工事再開する。或は実施する場合には、これに対する補助金も受けられるんであります。それについてお伺いします。申請すれば受けられるかどうか。

市長～申請をして補助金を得ようと云う手続はしておりませんが、今までの市帳簿によりますと、一応そう云う類似したものが他にもあるので、まとめて政府に出してありますが、それが未だはつきり得られると云うふうには未だ聞いておりません。

4 番～可能性はある訳ですね。申請すれば政府の(かん管)対策の補助金は

市長～時期の問題等がおくれたと云う事はあります。

4 番～そう云うことであるならば、若しその水源地の調査、発見と云うことになる、別にその中にはつきりするんじゃないかと思つてますが、そして、いざ発見はしたんだが、予算がなく、又一定の時期までさえないと行けないと云う様になるかと思つて居ります。だが、しかし或程度補助金の可能性もあるならば、ある程度見積つておいて、そしてこの才出の、すぐその予算の範囲内で設計、或はその施設をすぐ工事出来ると云うふうに、充分可能だと思つてますが、しかしこれからすると調査して発見はしたんだが、その施設費、或は施設かれこれの予算がないと云う事になると、又改めて設計し、前更正の手続をするまで

には又災に中断してしまうと、あるいわ相当員時を要するといふ事になりますと、折角さがし出したこの水源を、すぐは貸えないという様な懸念がする訳です、そこでそういう、それを充分埋め合すために、ある程度の補助金を想定しておいて支出の面で救われないかどうかですね、それについてお答え願います。

市長～工事をする事とし、向こうに補助金の申請をするには水源を先ずさがし当ててこの水源にいか様な施設が要するかといふ事を設計に表わしてこれに対する費用を出して補助金の必要額をいくら出して呉れという申請を出さねばいけないと思つて居ります、未だその水もさがしあてない所に設計をするといふ事も出来ず事じやない。

1番～先の市長さんの御答弁の中に野らけの向こうに水道施設の方で、300米見程つておつたのが500米になつて、どうしてもあの金額では出来ないとおつしやつておりましたが、いわゆるあの金額がこれに含まれておる訳ですか。

市長～この場合これに含まれて居ります、前の経統事業としての何であります、これには含まれて居りません、それから今の不足してこれになつたという訳じやないですね、この前委員会のお話では予算をもつとも多くの住民に利益になる様な使い方をするには、この水源のためにこれだけの予算を使うよりは、水源をさがしてもつとも合理的に使える施設があるんじゃないかかという所から真栗原の方に變つた訳であります、予算を取るために、これに變つた訳ではありません。

1番～結局この追加更正予算にこれも含まれておる、はいつてない訳ですね、あれは結局あのまま続行する訳ですか。

には又改ここに中断してしまふと、あるいわ相当日時を要するといふ事になりますと、折角さがし出したこの水源を、すぐは使えないという様な懸念がする訳です。そこでそういう、それを充分埋め食すために、ある程度補助金を想定しておいて支出の面で表わさないかどうかですね、それについてお答え願います。

市長～工事をやることにし、向こうに補助金の申請をするには水源地を先ずさがし当ててこの水源地にいか様な施設が要するかという事を設計に表わしてこれに対する費用を出して補助金の必要額をいくら出して呉れという申請を出さねばいけないと思つて居ります。未だその水もさがしあてない所に設計をするという事も出来る事じやない。

1番～先の市長さんの御答弁の中に野らけの向こうに水道施設の方が、300米見積つておつたのが500米になつて、どうしてもあの金額では出来ないとおつしやつておりましたが、いわゆるあの金額がこれに含まれておる訳ですか。

市長～この場合これに含まれております。前の経統事業としての何でありますか、これには含まれておりません。それから今のは不足してこれになつたという訳じやないですね。この前委員会のお話では予算をもつとも多くの住民に利益になる様な使い方をするには、この水源のためにこれだけの予算を使うよりは、水源をさがしてもつとも合理的に使える施設があるんじゃないかという所から真栄原の方に變つた訳であります。予算を取るために、これに變つた訳ではありません。

1番～結局この追加更正予算にあれも含まれておる、はいつてない訳ですね、あれは結局あのまま続行する訳ですか。

市長～出来ない、あ●のまま航行は出来ない、水道事業として特別会計から担わせてもつて行けば出来はすけれどももかん害対策としてあれだけ●予算では航行することは出来ない、

1●番～向こうをやる場合には結局、あ●の予算では出来ないから議会で予算●承認を得らなければならぬという事ですね、

市長～はい、

議長～（暫休けい致します、（午後3時18分）

議長～（再開致します、午後3時19分）

4●番～どういった様な異例な異状をかんばつという●は、おそらく2、3ヶ年にあるか、ないか●事態であります、現段階、現時点において市内における水源●水量がどの●程度確保出来るかどうかはつきりした調査による資料でなくともよろしゅうございまして、大体那覇市が取っている水量、あるいは現在排出されている1号線沿●水源等を完全に現時点において、総量にしてどの●程度●水量であるかですね、それは今後●水道事業、いわゆる飲料水●全市民に対する飲料水対策●問題と関連するかと思っております、若しおおよそはあく●をされておるならば御説明願います、

水道課長～宜野湾市内における水源という●は、1号線沿に集っておりますが、御承知●ように那覇市が戦前●それだけ●から取っている統計におきましては、戦前●それだけ●資料がございまして、戦後は相当山林●ばつ採とか、山がなくなつて相当●水量がへつているという事がございます、それで今度那覇市が取るという事になりました伊佐浜川においてもかんばつによる調査では2,000立方メートルあるといわれておりますが、●月15日●から●調査によつては、8,000立方にへつていくという事になつておりますし、それに水道公社によつて那覇市が今まで取つておつたオーグムター、アラナキ川を併せて1,000立方ないところいう検討がされた●で、特に今年度●かつ本期において、これは異状であります●で、水量においても非常に少くなつていことがございまして、然し例年においては1号線沿い●那覇市が取っている●も含めて●のおおまかに見積つても7～8,000トンは充分あるんぢやないかという事を考えます、

4●番～現段階において、7～8,000トンは充分にあるという訳ですね、例年においてどういふかつ本期において水道特別予算でも検討されたといひますし、水源●調査もやるという事を事であり、幸い

市長～出来ない、あ●のまま続行は出来ない、水道事業として特別会計から廻合わせてもつて行けば出来ますけれどもかん審対策としてあれだけの予算では続行することは出来ない。

1●番～向こうをやる場合には結局、あ●の予算では出来ないから議会で予算●承認を得らなければならぬという事ですな。

市長～はい。

議長～(暫休けい致します。(午後3時18分)

議長～(再開致します。午後3時19分)

4●番～こういった様な異例な異状なかんばつという●は、おそらく2、3ヶ年にあるか、ないか●事態であります、現段階、現時点において市内における水源●水量がどの程度確保出来るかどうかはつきりした調査による資料でなくてもよろしゅうございます●で、大体那覇市が取っている水量、あるいは現在排出されている1号線沿●水源等を完全に現時点において、総額にしてどの程度●水量であるかですね。それは今後●水道事業、いわゆる飲料水●全市民に対する飲料水対策●問題と関連するかと思いますが、若しおおよそはあくがなされておるならば御説明願います。

水道課長～宜野湾市内における水源という●は、1号線沿に集っておりますが、御承知●ように那覇市が戦前●それだけ●から取っている統計におきましては、戦前●それだけ●資料がございますが、戦後は相当山林●ばつ採とか、山がなくなつて相当●水量がへつているという事がございます。それで今度那覇市が取るといふ事になりました伊佐浜川においてもかんばつによる調査では2,000立方メートルあるといわれておりますが、6月15日●の調査によつては、8●●立方にへつている事になつておりますし、それに水道公社によつて那覇市が分今まで取つておつたオーグムヤ、アラナキ川を併せて1,000立方ないところいう検討がされた●で、特に今年度●かつ水期において、これは異状であります●で、水量においても非常に少くなつていことがございますが、然し例年においては1号線沿●那覇市が取っているもの●も含めて●おおまかに見積つても7～8,000トンは充分あるんぢやないかという事を考えます。

4●番～現段階において、7～8,000トンは充分にあるという訳ですね。例年においてこういうかつ水期において水道特別予算でも検討されたといひますし、水源●調査もやるといふ様な事であり、幸い

いでありますのでこの真栄原の水源地を調査し、時期を利用して
出来る範囲内で採いで採つせりした調査の目標を立てて載きたい
と、ご多謝致します。

議 長～外にありませんか、

1.6番～年度の予算にこの案件に対しては、今はわかりませんが、かん管
対策の問題につきまして、前に63年度の追加更正の南町村特別
交付税によるかん管対策の予算更正をやつた訳であります、現
在給水に対してその費用が1日どれだけ費用されておるか、本
今後続いた場合にその予算額で何日間は給水出来るかどうか
その見通しについてお伺いします。

水道課長～年度の予算には給水対策に940ドルが組まれておりますが、去
つた7月23日までには783ドルが運搬費として費用されてお
りませ、それでその後かつ水期が昨日は雨が降りましたが、この
断水期においで、今後とも給水の援助が必要だと思ひます。それ
で先の市長さんの答弁にもございました様に、野らけの延長工事
は3、4件のために1,000ドル近く金を使うという事は何と
は重の1台でもつて行けば2、3日費用可能である、そこで
少い金を有効に使うという意味から最大限に有効に使うという
意味から、その金を真栄原の水源地開発の調査費と、それから給水
の運搬費用に今後の給水対策として是非取つておかないと
いんじやないかところううふうに考えてこの予算をお願いして
いる訳であります。

1.6番～かん管対策の予算を更正したあの給水運搬費がございませ、あ
の計算が現在の様に給水運搬した場合に現在の様をかんばつての状
態が続いたと何日位は経費はまかなえるかどうかをお聞きし
たい、特にそれは運搬前においですね、ああいう様子を投じ
たら、あと何日、現在の費目の場合に何と何と生れて来るを
思うんで最大限との位は、

水道課長～1ヶ月は給水が可能だと思ひます、ラフ手巾を引くと、600立
方メートルの貯水池があるから、特に今年秋の1ヶ月間は

1.6番～あと1ヶ月は、

議 長～質疑もつきたようでありますので、質疑を打切るとに御挨拶ご
さいませんか、

(異議なしとよま)

いでありますのでこの真栄原の水源地を調査し、時期を利用して出来る範囲内においてはつきりした調査の目標を立てて載きたいと、こうお願い致します。

議長～外にありませんか。

16番～今度の予算にこの案件に対しては、今はわかりませんが、かん管対策の問題につきまして、前に63年度の追加更正の市町村特別交付税によるかん管対策の予算更正をやつた訳であります。現在給水に対してその費用が1日どれだけ使用されておるか、なお今後続いた場合にその予算額であつても何日間は給水出来るかどうかその見直しについてお伺いします。

水道課長～今度の予算には給水対策に940ドルが組まれておりますが、去つた7月23日までに723ドルが運搬費として使用されております。それでその後かつ水期が昨日は雨がりましたが、この断水期において、今後とも給水の援助が必要だと思ひます。それで先の市長さんの答弁にもございました様に、野らけの延長工事は3.4件のために1,000ドル近くを金を使うという事は向こうは車の1台でもつて行けば2.3日使用可能である。そこでこの少い金を有効に使うという意味から最大限に有効に使うという意味から、その金を真栄原の水源地開発の調査費と、それから給水の運搬費用に今後の給水対策として是非取つておかななくてはならないんじゃないかとこういうふうに考えてこの予算をお願いしている訳であります。

16番～かん管対策の予算を更正したあの給水運搬費がございませぬ。あの計費が現在の様に給水運搬した場合に現在の様なかんづつ状態が続いたあと何日位は経費はまかなえるかどうかをお聞きしたい。特にそれは運搬面においてです。ああいう様な金を投じたら、あと何日、現在の費目の場合にはあと何日と生れて来ると思ふんです。最大限どの位いか。

水道課長～1ヶ月は給水が可能だと思ひます。

16番～あと1ヶ月

議長～質疑もつきたやうでありますので、質疑を打切ることにより異議をございませぬか。

(異議なしとよぶ)

議 長～御異議がなされるのと認め、本案に対する質疑を打ち切ることと致します。

議 長～では本案に対する討論を求めます。

4番～去つた定例議会からして、1ヶ月も立たない内に又予算の更正と云ふことになつて来ますが、ひんぱんに予算の更正をするといふことは、好ましくないのではありませんが、しかしこの更正される予算の趣意は特に緊急的な予算の更正でありまして、~~その~~そのつど、~~必要~~適切な予算の効果ある運営をしたいといふ事を立前から処置をされて来るといふふうについて聞かれるし、そういう種な段階におきまして、この予算が適切な更正であるといふ事を認め、原案通り賛成致す者であります。

議 長～外に変わった意見はありますか、なければ討論を打ち切りたいと思ひますが、御異議をございませんか。
(異議なしとよぶ)

議 長～御異議がなされるのと認め、本案に対する討論を打ち切ることと致します。

議 長～では議案第2号、1964年度夏期労働者入才出退加算予算案についてを表決を付します。
原案に御異議をございませんか。

(異議なしとよぶ)

議 長～御異議がなされるのと認め、議案第2号1964年度夏期労働者入才出退加算予算案についてを、原案通り可決致し致します。

議 長～暫休付け致します。(午後3時30分)

議 長～再開致します。(午後3時31分)

議 長～全員程終了致しましたので、これをもつて第1回夏期労働者入才出退加算臨時会を閉会致します。どうも長時間にわたり御苦勞様でした。

閉会(午後3時32分)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ること致します。

議長～では本案に対する討論を求めます。

4番～去つた定例議会からして、1ヶ月も立たない内に又予算の更正とやうな
ことになつておりますが、ひんばんに予算の更正をするとい
うことは、好しくないのでありますが、しかしこの更正されて
いる予算の都合は特に緊急的な予算の更正でありまして、どうも
そのつど、つど適切な予算の効果ある運営をしたいという様な立
前から処置なされているというふうについて居られるし、そうい
つた様な段階におきまして、この予算が適切な更正であるという
事を認め、原案通り賛成致す者であります。

議長～外に変わった意見はありませんか、なければ討論を打ち切りたいと思
いますが、御異議ございませんか。

(異議なしとよぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ること致します

議長～では議案第32号、1964年度宜野湾市才入才出追加更正予算
についてを表決に付します。

原案に御異議ございませんか。

(異議なしとよぶ)

議長～御異議がないものと認め、議案第32号1964年度宜野湾市才
入才出追加更正についてを、原案通り可決決定致します。

議長～暫休けい致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時31分)

議長～全日程終了致しましたので、これをもつて第10回宜野湾市議会
臨時会を閉会致します。どうも長時間にわたり御苦勞様でした。

閉会(午後3時32分)

上記会議録の次第は書誌に記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1963年9月X日

宜野湾市議会議員

議員署名議員 石川 繁

議員署名議員 大川 昇

上記会議録の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

1964年 月 日

宜野湾市議会議員

議事録署名議員 石川 繁

議事録署名議員 大月 昇